

## ESPP認定パートナー 加入規約

キャンノンマーケティングジャパン株式会社（以下「弊社」という）は、貴社が下記に定める加入規約（以下「本規約」という）に同意し、且つ、弊社の審査に貴社が合格した場合、貴社にESPP認定パートナーとしての資格を付与するものとします。

### 第1条（定義）

本規約において用語の定義は、以下の各号に定める通りとします。

1. 「ESETシリーズ」とは、弊社が適宜提示するESETセキュリティソフトウェアシリーズ製品一覧に記載された各ソフトウェア製品をいいます。
2. 「ESPP」とは、弊社が運営する“ESETセキュリティ パートナープログラム”をいいます。
3. 「一次販売店」とは、「ESETシリーズ」を弊社より直接仕入れ、「販売パートナー」に再販売する、一次販売店をいいます。
4. 「販売パートナー」とは、弊社または「一次販売店」から「ESETシリーズ」を購入し、直接又は間接的に「最終需要家」に対して販売する二次販売店をいいます。
5. 「最終需要家」とは、「ESETシリーズ」を自己の内部業務処理の目的で使用する者をいいます。
6. 「ESPP販売パートナープログラム」とは、「ESPP」のうち、「販売パートナー」向けのプログラムをいいます。
7. 「ESPP販売パートナープログラムガイド」とは、「ESPP販売パートナープログラム」の詳細を記載した“ESETセキュリティ パートナープログラム 販売パートナープログラムガイド”をいいます。
8. 「ESPP認定パートナー」とは、「ESPP販売パートナー」の1カテゴリをいい、その詳細は「ESPP販売パートナープログラムガイド」に定めるとおりとします。
9. 「Webサイト」とは、弊社が運営するウェブサイト“ESETセキュリティ 認定パートナー専用Webサイト”をいいます。
10. 「ESET認定技術者」とは、弊社所定の「ESETシリーズ」に関する技術トレーニングを受講し、認定テストに合格した技術者をいいます。なお、「ESET認定技術者」はその認定を継続するために、「ESPP販売パートナープログラムガイド」に定める条件を遵守するものとします。

### 第2条（加入登録）

1. 貴社は、弊社所定の申込書の提出により、「ESPP認定パートナー」として「ESPP販売パートナープログラム」への加入申請を行うことができるものとします。なお、当該申請がなされた時点で、貴社は本規約に同意したものとみなされるものとします。
2. 前項に基づき、貴社から申請があった場合、弊社は遅滞なく仮審査を行うものとします。
3. 仮審査の結果、貴社がこれに合格した場合、弊社は速やかにESET技術トレーニング開催の案内を行います。仮審査が不合格であった場合、弊社は電子メールにて貴社宛てにその旨通知するものとします。
4. 弊社は、貴社に所属する技術者2名以上が「ESET認定技術者」認定試験に合格したことを確認後、本審査を行うものとします。貴社が本審査に合格した場合、弊社は、貴社を「ESPP認定パートナー」として「ESPP販売パートナープログラム」に登録し、電子メールにて貴社宛てに加入登録完了通知を行います。当該通知の発効日をもって、貴社は「ESPP認定パートナー」として、「ESPP販売パートナープログラム」を利用できるものとします。本審査が不合格である場合、弊社は電子メールにて貴社宛てにその旨通知するものとします。
5. 前各項に定める仮審査及び本審査は、弊社の裁量において行うものとし、弊社は、その判断基準・理由を貴社に提示する義務を負わないものとします。

### 第3条（「ESPP認定パートナー」としての義務）

1. 貴社は、「ESPP認定パートナー」資格の保有期間中、2名以上の「ESET認定技術者」を有する必要があるものとします。当該「ESET認定技術者」のうち、2名については、弊社に対して登録申請を行うとともに、その変更が生じた際も同様とします。
2. 貴社は、前項に定める「ESET認定技術者」に欠員が生じ2名未満になった場合、「ESPP販売パートナープログラムガイド」にて定める期限までに人員を補充するものとします。当該期限までに人員を補充できなかった場合、弊社は第8条第3項に定める措置を取ることができるものとします。
3. 貴社は、「最終需要家」の窓口となり、弊社が提供する各種情報を活用して「ESETシリーズ」のマーケティングを担う担当者を選定し、弊社に対して登録申請を行うものとします。

### 第4条（「ESPP認定パートナー」に対する制約事項）

貴社は、「ESETシリーズ」を直接又は間接的に販売するにあたり、「最終需要家」に対し、弊社が定める「ESETシリーズ」の使用許諾及び保守条件の定めを超えて品質、機能、性能等につき、いかなる保証もしてはならないものとし、万一、貴社がこれに違反した場合でも、弊社は何等の責任も負わないものとします。

### 第5条（情報保護）

1. 弊社は、貴社より提供を受けた個人情報を弊社所定のプライバシーポリシー（“<https://canon.jp/notice/privacy-policy.html>”に掲載）を遵守した上で、次の目的にて利用することができるものとします。
  - ①「ESPP」加入情報の登録
  - ②電子メール若しくは郵送による「ESETシリーズ」関連情報及び「ESPP」関連情報の提供
  - ③製品サポートサービスの提供
2. 弊社は、「ESPP」加入登録により貴社から提供を受けた個人情報を、弊社グループ企業、協力企業、提携会社、並びにビジネスパートナー企業に対して開示することができるものとします。この場合、弊社は当該第三者との間で機密保持契約を締結するものとします。
3. 弊社は、貴社が弊社や第三者に不利益を及ぼす行為をしたと弊社が判断した場合、貴社の加入登録内容を当該第三者や警察、関連諸機関に通知することができるものとします。
4. 貴社は、加入登録にあたり提供を行った個人情報の開示・提示・削除を希望する場合には、下記宛てに通知するものとします。  
<通知先>  
キャンノンマーケティングジャパン株式会社  
エンドポイントセキュリティ企画本部  
ESPP事務局 TEL 03-6701-3475

#### 第6条（保証の否認・免責）

1. 「ESPP」に関して弊社より提供される資料等を含む一切の情報は、現状有姿の状態でご提供されるものとします。弊社は、当該情報に関し、商品性及び特定の用途への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示すると黙示たとを問わず一切行わないものとします。
2. 前項に定める情報の使用、利用、複製、改変、翻訳、翻案及び頒布等に由来し、付随し又は関連して生じる、あらゆる損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、予見可能性の有無を問わず、弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本条の定めは、貴社が「ESPP販売パートナープログラム」を退会した後も有効に存続するものとします。

#### 第7条（「最終需要家」情報の保護）

1. 貴社は、知り得た「最終需要家」の情報を、機密として管理し、第三者に対して開示しないとともに、当該情報を「ESETシリーズ」の販売活動以外の目的に使用しないものとします。
2. 本条の定めは、貴社が「ESPP販売パートナープログラム」を退会した後も有効に存続するものとします。

#### 第8条（有効期間及び退会）

1. 「ESPP認定パートナー」の資格は、第2条第4項に定める加入登録完了通知の発効日から、本条の第2項及び第3項に定める退会時点まで有効とします。
2. 貴社は、弊社に通知することで、「ESPP販売パートナープログラム」を退会することができるものとします。
3. 貴社は、以下の各号に貴社が該当した場合、弊社単独の判断で、貴社を「ESPP販売パートナープログラム」から退会させ、「ESETシリーズ」の販売等の停止及びその他必要な措置をとることができるものとします。
  - ① 貴社が本規約に違反した場合
  - ② 貴社が貴社を「ESPP認定パートナー」として不適当と判断する場合第2項乃至第3項に従って貴社の退会処理が取られた際、貴社に損害が生じた場合でも、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（譲渡禁止）

貴社は、弊社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

#### 第10条（「ESPP販売パートナー」資格の変更）

貴社は、「ESPP認定パートナー」から、「ESPP販売パートナープログラム」に定める他のカテゴリへの資格変更を希望する場合、事前に弊社に対してその旨を通知するものとし、弊社より別途提示される手続に従うものとします。

#### 第11条（本規約及び「ESPP販売パートナープログラムガイド」の変更）

弊社は、30日前までにe-mailまたは弊社Webサイトへの掲載にて貴社に通知することにより、本規約及び／又は「ESPP販売パートナープログラムガイド」の内容を適宜変更することができるものとします。貴社は、変更後の本規約または「ESPP販売パートナープログラムガイド」に同意できないときは、第8条（有効期間及び退会）第2項の定めに基づき、前項に定める変更の効力発生日までに「ESPP販売パートナープログラム」を退会することができます。貴社が本項に基づき退会されない場合、貴社は変更後の本規約および「ESPP販売パートナープログラムガイド」に同意したものとみなされます。

#### 第12条（「ESPP」の廃止）

弊社は、原則30日前までに貴社に通知することにより、「ESPP」の全部又は一部を廃止することができるものとします。「ESPP」の全部又は一部の廃止に際して、貴社に損害が生じた場合でも、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（補償）

1. 貴社が、本規約に違反した場合、貴社は、当該違反に由来し、付随し又は関連して生じる、第三者からの申し立て、クレーム、紛争、損失及びあらゆる損害等から、弊社及び「ESETシリーズ」の著作権者等を防衛する義務を負うとともに、貴社の責任と負担によりすべてに対処し、弊社及び「ESETシリーズ」の著作権者等に生じた損害を賠償するものとします。
2. 本条の定めは、貴社が「ESPP販売パートナープログラム」を退会した後も有効に存続するものとします。

#### 第14条（専属合意管轄裁判所）

本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第15条（協議）

本規約に定めのない事項並びに本規約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、弊社及び貴社は誠意をもって協議し、取り決めるものとします。

以上